

平成 29 年 7 月 3 日

各 位

東京応化工業株式会社
取締役社長 阿久津 郁夫

第 87 回定時株主総会における議決権行使結果に関するお知らせ

平成 29 年 6 月 28 日開催の当社第 87 回定時株主総会における議決権行使結果について、下記のとおりお知らせいたします。なお、全ての議案は原案どおり承認可決されました。

記

1. 株主総会開催日 平成 29 年 6 月 28 日

2. 決議事項の内容

第 1 号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式 1 株につき金 32 円

第 2 号議案 定款一部変更の件

(1) 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしておりましたところ、当社グループの決算期をグローバルベースで統一することで、当社グループが一体となった決算・管理体制の強化および効率化ならびに経営情報の適時・的確な開示によるさらなる経営の透明性の向上を図るため、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更するものであります。これに伴い、定款第 14 条、第 40 条、第 41 条および第 42 条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第 88 期事業年度は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの 9 カ月決算となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 28 条および第 36 条の一部を変更するものであります。

なお、定款第 28 条の変更に关しましては、監査役全員の同意を得て

おります。

- (3) 上記のほか、定款に規定すべき事項の見直しを行い、定款第 23 条の字句を整備するものであります。

第 3 号議案 取締役 8 名選任の件

取締役として、阿久津郁夫、佐藤晴俊、水木國雄、徳竹信生、山田敬一、栗本弘嗣、関口典子および種市順昭の各氏を選任するものであります。

第 4 号議案 監査役 2 名選任の件

監査役として、深田一政および高橋浩一郎の両氏を選任するものであります。

3. 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果	
					賛成比率	可否
第 1 号議案	353,858	16,489	0	(注) 1	95.10%	可決
第 2 号議案	370,003	344	0	(注) 2	99.44%	可決
第 3 号議案				(注) 3		
阿久津郁夫	360,735	9,610	0		96.95%	可決
佐藤晴俊	363,806	6,540	0		97.77%	可決
水木國雄	363,810	6,536	0		97.77%	可決
徳竹信生	363,810	6,536	0		97.77%	可決
山田敬一	363,695	6,651	0		97.74%	可決
栗本弘嗣	368,519	1,828	0		99.04%	可決
関口典子	368,528	1,819	0		99.04%	可決
種市順昭	365,167	5,179	0		98.14%	可決
第 4 号議案				(注) 3		
深田一政	366,783	3,564	0		98.57%	可決
高橋浩一郎	318,956	51,385	0		85.72%	可決

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

4. 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上